

## 結城市長交際費の公表に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、政治倫理の確立を目指し、クリーンで開かれた市政運営を推進するため、結城市ホームページによる市長交際費の支出に係る情報の公表（以下「市長交際費の公表」という。）を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(市長交際費の公表の内容)

第2条 市長は、毎月次の各号に定める事項について、公表しなければならない。

- (1) 支出の日 市長交際費を支出した日
- (2) 支出区分 市長交際費支出基準に基づく区分
- (3) 支出金額 支出した市長交際費の額
- (4) 支出内容 支出した市長交際費の内容

(市長交際費の公表の時期)

第3条 市長交際費の公表は、支出した市長交際費について、翌月の末日までに結城市ホームページに掲載することにより行うものとする。

(個人情報の保護)

第4条 市長交際費の公表に当たっては、結城市個人情報保護条例（平成17年結城市条例第3号）に基づき、個人情報の保護に十分配慮して行わなければならない。

付 則

- 1 この要領は、平成16年6月22日から施行する。
- 2 この要領による市長交際費の公表は、平成16年4月支出分からとする。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

## 市長交際費支出基準

この基準は、市長が市を代表して市政執行上、対外的な交際、折衝をする際に必要な経費として支出する交際費について、必要な事項について定める。

市長交際費の支出区分及び支出内容、支出金額は次のとおりとする。

支出区分	支 出 内 容	支出金額
①弔 慰	市政に特に尽力のあった者で、別表「弔慰金等支出一覧表」に基づき支出する。	別表参照
②会 費	市政運営上必要であり、建設的な意見交換を目的とする会合等で、会費を必要とする又は飲食を伴う懇親会、懇談会等への出席時会費。	10,000 円 又は 会費相当額
③慶 祝	市民参加のスポーツ・文化・イベント等催事、記念式典、祝賀会並びに市民にとって名誉となる行為、業績への壮途祝いについて支出する。 ただし、市が補助を行っている団体等へは原則として支出しないものとする。	5,000 円又は 社会通念上認められる範囲の額
④見 舞	病気見舞いについて、別表「弔慰金等支出一覧表」に掲載する本人が2週間以上の入院加療を要する場合に支出する。	5,000 円
⑤賛 助	各種団体の活動の趣旨、・目的に賛同できるものに対し、公共的、公益的なものであるときは賛助会費として支出する。 ただし、市が補助を行っている団体等へは原則として支出しないものとする。	5,000 円又は 社会通念上認められる範囲の額
⑥涉 外	市政運営上、外部機関との交渉、交際、表敬訪問等のため必要なPR用特産品等の購入に要する費用	相当額
⑦その他	上記のいずれにも属さない場合で、市政運営上市長が特に必要と認めたとき	相当額

## 別表

## 弔慰金等支出一覧表

対 象			香 料	供 物
各行政委員会委員	現職	本人	10,000円	生花1基
		親族	5,000円	—
上記以外の非常勤特別職	現職	本人	10,000円	—
市議会議員	現職	本人	10,000円	生花1基
		親族	5,000円	生花1基
	元職	本人	10,000円	—
元職の市三役及び教育長		本人	10,000円	生花1基
市職員		本人	—	生花1基
国・県議員及び他市町村首長			近隣市町村との均衡をとった額とする	
その他、市に対し特に友好若しくは功績のあった方で市長が必要と認める者			社会通念上妥当な額とする	

※注釈 ①親族とは、配偶者及び一親等の親族をいう。

②各行政委員会委員とは、教育委員会委員（教育長を除く）、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、監査委員（議会選出を除く）、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員をいう。

## 市長交際費支出基準

②会 費	市政運営上必要であり、建設的な意見交換を目的とする 会合等で、会費を必要とする又は飲食を伴う懇親会、懇談 会等への出席时会費。	10,000 円 又 は会費相当額
------	---	----------------------

### 《飲食が伴う懇親会における会費の運用取り扱い》

- ① 料理店等で行われる場合は10,000円とする。
- ② 会費の記載があるものは記載された金額とする。
- ③ 料理店であっても昼食会程度又は料理店以外（市民情報センター・アクロス・コミュニティセンター・JA北つくば結城支店・その他集会施設等）で行われる場合は、会費相当額又は5,000円とする。

③慶 祝	市民参加のスポーツ・文化・イベント等催事、記念式典、 祝賀会並びに市民にとって名誉となる行為、業績への壮途 祝いについて支出する。 ただし、市が補助を行っている団体等へは原則として支 出しないものとする。	5,000 円又は 社会通念上認 められる範囲 の額
------	--	-------------------------------------

### 《運用基準》

- ① 慶祝のうち、スポーツ大会等で業績への壮途祝いは、全国大会・関東大会出場者とする。
- ② 案内状に会費が明確にされているもの及び懇談会・新年会など飲食があきらかものは会費扱いとし、総会・祝賀会等で会費が明確に記されていないものは慶祝として扱う。